



## 病気についてのお願い

船小屋保育園

### ※ 登園停止が必要な伝染病

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行はできるだけ防ぐだけではなく、子ども達が一日快適に生活できるよう、子どもの回復状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復してからの登園であるようご配慮ください。

★朝から微熱がある場合は、登園後に高熱になることが多いようです。早めに対処して、こじらせないようにしましょう。

保育園で発熱した場合さらに38℃を（体温には個人差がありますが、一応の目安として38℃以上を保育できない状態と考えています）越えるような場合には安静にさせて、熱を冷ますなどの対処をしながら緊急連絡先に連絡をします。早めにお迎えのうえ、医師の診察を受けてください。  
**（緊急連絡先は確実な連絡先をお願いします）**

★嘔吐・下痢は時に伝染病を伴うことがあります。医師の診察を受けてください。

★保育士は、親の同意のもと薬を飲ませる事ができます。下記の事項を厳守してください。

**薬は** { 1回分だけを小分けにし、「薬の説明書」を必ず持参してください。  
連絡ノートに薬を飲ませて欲しい旨を記し、押印してください。

※解熱剤は保育園では使用できません。家庭で解熱剤を使用し熱を下げた場合には、次の日までゆっくりと静養をさせてください。（解熱剤を使用しているときは使用している旨をお知らせ下さい。）。医師の指示による薬以外は飲ませるできません。

★伝染病（コレラ、赤痢、日本脳炎など）は絶対的隔離となりますが、そのほかにも、他の保育園児に伝染するおそれがあるために、学校保健法で登園を停止される病気があります。伝染病（麻疹、水痘、流行性耳下腺炎、流行性結膜炎、風疹）などにかかった場合は、医師の許可が下りるまでの必要な期間は自宅で療養してください。また、家族の誰かがこのような伝染性の病気にかかっている場合には、担任にお知らせください。（右表参照）

★登園については医者からの指示に従ってください。登園届けを提出してください。

★登園停止の病気には、**高熱や発疹など子どもにとって辛い症状のものも多くあります。又重篤な症状を引き起こすものもあるので、「人にうつすから」だけでなく、子どもの身体のためにも十分休ませてください。**

登園に際しては次の配慮をお願いいたします。

- ① 園内での感染症の集団発生や流行につながらないこと
- ② 子どもの健康（身体）状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復していること

分類	病名	登園停止期間のめやす
第一種	コレラ・赤痢 腸チフス 等	治癒するまで
	インフルエンザ	解熱した後3日を経過するまで
第二種	百日咳	特有な咳が消失するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺腫脹が消失するまで
	風疹	紅斑性の発疹が消失するまで
	水疱瘡	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで（ただし、病状により医師が伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではない）
	結核	医師により伝染のおそれがないと認められるまで
第三種	腸管出血性 大腸菌感染症	症状は改善し、医師により伝染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	眼症状改善し、医師により伝染のおそれがないと認められるまで
		無症状性病原体保有者には登園停止は不要

### ※条件によって登園停止になる伝染病

分類	病名	登園停止期間のめやす
第三種その他	容連菌感染症	適切な抗生剤治療後24時間を経て、解熱し、全身症状良好となったとき
	ウイルス肝炎	主要症状消失し、肝機能正常化したとき
	手足口病 ヘルパンギーナ	咽頭内でのウイルス増殖期間中飛沫感染するため、発熱や、咽頭・口腔の所見の強い急性期は感染源となるが、解熱し、全身症状安定していれば、出席停止の意義は少ないので登園可能である
	伝染性紅斑	発疹期には感染力はほとんど消失していると考えられるので、発疹のみで全身状態良好なら登園可能である
	マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が終わった後症状改善し、全身状態良好なら登園可能である
	流行性嘔吐下痢	下痢、嘔吐から回復し、全身状態良好なら登園可能である